

## 職員による差別発言について（概要）

### 1 当該職員

大阪港湾局 職員 2 名（以下、「職員 A」「職員 B」という。）

### 2 事案の概要

令和 6 年 3 月 18 日以降、延べ 3 日にわたり、出張中の公用車において、職員 A が職員 B との会話の中で、同僚職員数名を指して、部落差別を意図する賤称語を数十回にわたり執拗に繰り返しつつ誹謗中傷し、結婚や職業などに関する部落差別発言や感染症に関する差別発言を行った。

職員 B は、それらを指導する立場でありながら、職員 A との会話の中で、さらに助長する部落差別発言を行っていたもの。

また、大阪港湾局から人権行政推進本部事務局である市民局に対する本事象に関する報告までに事象発生から約 2 か月間の時間を要している。

### 3 経過

令和 6 年 3 月 18 日以降、延べ 3 日にわたり事象発生

同上 3 月 29 日 大阪港湾局が事象確認

以後、大阪港湾局において事実確認の実施

同上 5 月 23 日 大阪港湾局から市民局に報告

同上 5 月 28 日 大阪港湾局・市民局から特別職に報告